

# 室蘭工業大学

## 目 次

I	認証評価結果	2-(1)-3
II	基準ごとの評価	2-(1)-4
	基準1 大学の目的	2-(1)-4
	基準2 教育研究組織	2-(1)-5
	基準3 教員及び教育支援者	2-(1)-9
	基準4 学生の受入	2-(1)-13
	基準5 教育内容及び方法	2-(1)-16
	基準6 学習成果	2-(1)-27
	基準7 施設・設備及び学生支援	2-(1)-29
	基準8 教育の内部質保証システム	2-(1)-36
	基準9 財務基盤及び管理運営	2-(1)-39
	基準10 教育情報等の公表	2-(1)-44
III	意見の申立て及びその対応	2-(1)-46
<参 考>		2-(1)-49
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(1)-51
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(1)-52
iii	自己評価書等	2-(1)-54



## I 認証評価結果

室蘭工業大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 全学共通教育センターを設置し、共通教育の授業担当教員を部門ごとの担当グループに配置することにより、責任体制を確立し、教養教育の円滑な実施体制を整えている。
- ものづくり基盤センターは、ものづくりを通じた地域連携を推進して成果をあげるなかで、学生が自由に利用できる実習室、多目的加工室等の施設整備や部品購入方法の改善などによって安全に配慮しつつ学生の自主的な学習活動を支援している。
- 「教員の多面的評価システム (Appraisal System for Teachers' Activities, 略称ASTA)」を平成18年度から実施し、継続的にその評価項目等を見直している。評価結果については、各教員にフィードバックし教育活動の改善に向けた取組を促しているほか、処遇（俸給及び勤勉手当）に反映させている。
- 平成23年度に専任教員を配置したアドミッションオフィスを設置し、入試全般にわたる分析・検証を行い、入学者選抜の改善を進めている。
- 教育理念に基づく総合的な理工学教育を実施する目的で、主専門教育課程及び複眼的にこれを補完する副専門教育課程を設けている。
- 平成22年度から平成23年度にかけて、文部科学省の「大学生の就業力育成支援事業」に採択され、支援期間終了後においても、理事・副学長を総括責任者とするプロジェクトチームにおいて就業力アップのための取組を継続的に行っている。
- 平成24年度より文部科学省の「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択されている。
- 航空宇宙機システム研究センターが中心となり、宇宙航空研究開発機構と連携大学院方式による連携講座を博士後期課程に設置するとともに、フライトシミュレーター等の特徴的な設備を導入して学生の実践的指導を行ない、関連業界に人材を輩出している。
- 卒業予定者や卒業生に対するアンケート、授業評価アンケート等、学習成果を検証するための取組を積極的に行っている。
- 授業欠席状況把握制度を導入し、各学年の必修科目を中心に定めた1科目以上のモニター科目を一定回数連続して欠席した学生について、コース長、教育システム委員会委員及び学生サポート委員会委員が情報を共有し、面談等を通して状況の把握、修学指導を行っている。
- 企業との共同研究、企業における研究開発、技術相談等に役立てる目的で平易でわかりやすい研究シーズ集を発行している。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 博士後期課程については入学定員充足率が低い。

## II 基準ごとの評価

### 基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

#### 【評価結果】

基準1を満たしている。

#### （評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学の目的は、学則第1条において「高い知性と豊かな教養を備えた有能な人物を養成するとともに、高度の工業的知識及び技術の教授並びに学術の研究を為すこと」と定めている。

また、学則第2条の2において教育目的を学科ごとに定め、当該専門分野の知識を身に付けた人材を養成することを目的としている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的は、大学院学則第1条において「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与すること」と定めている。

また、専攻の教育目的は大学院学則第4条の3で博士前期課程・後期課程各々において専門分野ごとに定められた知識、能力を身に付けた人材を養成することとしている。書面調査の時点においては、前期課程の専攻と後期課程の専攻における教育目的の違いが明確になっているとは言い難いが、平成26年度における大学院改組に向けて決定している各課程、各専攻の教育目的は明確である。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

## 基準2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

### 【評価結果】

基準2を満たしている。

#### （評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学部は工学部のみを置き、次のとおり4学科12コースで構成している。また、機械航空創造系学科及び情報電子工学系学科には夜間主コースを設けている。

- ・建築社会基盤系学科（2コース：建築学コース、土木工学コース）
- ・機械航空創造系学科（3コース：機械システム工学コース、航空宇宙システム工学コース、材料工学コース）
- ・応用理化学系学科（3コース：応用化学コース、バイオシステムコース、応用物理コース）
- ・情報電子工学系学科（4コース：電気電子工学コース、情報通信システム工学コース、情報システム学コース、コンピュータ知能学コース）

この構成は、平成21年度に、複雑化、高度化する社会の要請に対応し得る専門知識・創造能力・統合能力を有した人材養成に適した教育体系とするため改組再編されたものである。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

学士課程の教育課程は、大きく主専門教育課程と副専門教育課程から構成され、主専門教育課程のうちの学部共通科目と副専門教育課程とを教養教育（共通教育）として位置付けて、その実施体制を整備している。

共通教育の担当組織として全学共通教育センターを設置し、共通教育の授業を担当する全ての教員をセンターの構成員とし、主専門教育課程共通科目部門、副専門教育課程共通科目部門、副専門教育課程コース別科目部門、夜間主コース部門の部門ごとに担当グループを配置することにより、責任体制を確立している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院は、工学研究科博士課程前期2年（博士前期課程）と後期3年（博士後期課程）から次のとおり構成されている。

博士前期課程は、学部が基盤となる

- ・建築社会基盤系専攻（2コース：建築学コース、土木工学コース）
- ・機械創造工学系専攻（2コース：機械システム工学コース、材料工学コース）
- ・応用理化学系専攻（3コース：応用化学コース、バイオシステムコース、応用物理コース）
- ・情報電子工学系専攻（4コース：電気電子工学コース、情報通信システム工学コース、情報システム学コース、コンピュータ知能学コース）

の4専攻に加え分野横断型の

- ・公共システム工学専攻（1コース：公共システム工学コース）
- ・航空宇宙システム工学専攻（1コース：航空宇宙システム工学コース）
- ・数理システム工学専攻（1コース：数理システム工学コース）

を設置し、7専攻14コースで構成されている。この構成は、学士課程との整合性・接続性を重視し、高度な専門知識の教授と学際的、分野横断的な思考能力の開発を両輪とした教育体系とするため改組再編されたものである。

博士後期課程は、建設環境工学専攻、生産情報システム工学専攻、航空宇宙システム工学専攻、物質工学専攻及び創成機能工学専攻の5専攻で構成されており、博士前期課程の各分野を複合した学問領域の研究教育を行っている。

この構成は、博士後期課程の教育目的が研究者としての自立や高度専門技術者に要求される高い創造能力や研究能力を養うことであり、広い視野に立つ、柔軟性のある人材養成という視点及び博士前期課程との接続性を強く意識した教育体系とするため、平成21年度に改組再編されたものである。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

教育研究の目的を達成するために、15のセンター等が設置されている。

情報メディア教育センターは、情報処理に関する教育及び研究の利用等を行い、教育研究の進展に資することを目的とし、関連する授業の担当と情報メディア教育システムの運営管理を行っている。

地域共同研究開発センターは、民間機関等との共同研究及び研究交流並びに学内の共同研究を推進するとともに、社会との連携協力事業を実施することを目的に設置されている。

機器分析センターは、大型計測・分析機器等を集中管理し、教育研究の共同利用に供するとともに、機器による分析及び分析技術の研究開発等を行い、教育研究の進展に資することを目的としている。

サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーは、ベンチャー・ビジネスの萌芽ともなるべき独創的な研究開発を推進するとともに、高度の専門的職業能力を持つ創造的な人材を育成することを目的としている。

附属図書館は、研究や調査、学習のために資料を提供することを目的とし、学生や教職員はじめ、地域住民の利用に供している。

保健管理センターは、保健管理に関する専門的業務を行い、学生及び職員の健康の保持増進並びに疾病の予防及び早期発見に努めることを目的としている。

国際交流センターは、国際化の推進を図るとともに、全学の国際活動を支援することを目的とし、留学生に対する勉学（日本語教育）・生活面の支援を行っている。

環境科学・防災研究センターは、環境科学領域における具体的研究を行うことを目的とし、研究プロジェクトに大学院生を参画させ、研究を通じた教育指導を行っている。

キャリア・サポート・センターは、在学する学生の専門性を活かした職種への就職を支援するとともに、職業意識の高揚を図るための教育等を実施することを目的としている。

知的財産本部は、職員等による発明等の知的財産の創出及び権利化を一元的かつ戦略的に推進することにより、社会の発展に寄与することを目的としている。

航空宇宙機システム研究センターは、航空宇宙工学分野における具体的な研究を行うことを目的とし、研究プロジェクトに大学院生及び学部学生を参画させ、研究を通じた教育指導を行っている。

ものづくり基盤センターは、実践的な教育への支援と学生の自発的な学習活動に対する支援を通して、創造性豊かな人材を育成すること及び先端加工技術の研究開発を推進し、ものづくりを通して地域との連携に貢献することを目的とし、学生にものづくりの場を提供している。ものづくりを通じた地域連携を推進して成果をあげるなかで、学生が自由に利用できる実習室、多目的加工室等の施設整備や部品購入方法の改善などによって安全に配慮しつつ学生の自主的な学習活動を支援している。

全学共通教育センターは、教養教育の担当組織として設置されている。

環境・エネルギーシステム材料研究機構は、環境・エネルギーシステム及び材料関連の教育・研究を推進することにより、創造性豊かな高度専門人材を育成し、科学技術・学術及び産業界の発展並びに地域産業の振興に貢献することを目的としている。

環境調和材料工学研究センターは、希土類に関連した再生可能エネルギー材料科学及びサステナブル材料開発を中心として環境調和材料の研究を行うことを目的としている。

これらのことから、附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

教育活動に係る重要事項を審議するため、教育研究評議会、教授会及び大学院工学研究科委員会を設置している。教育研究評議会は、教育研究活動に係る重要事項の方針を審議し、教授会及び大学院工学研究科委員会は、その方針に則って個々の事項を審議している。

学士課程及び博士前期課程の教育課程や教育方法等を審議・検討するため、教育システム委員会を設置している。教育システム委員会は、おおむね月1回開催し、教育課程、教育方法の改善、授業及び試験、学生の学籍、そのほか教育・教務に関するあらゆる事項について審議している。同委員会には、教職課程特別委員会、JABEE教員連絡会議、FD研究会、大学教育推進特別委員会の4つの特別委員会が設置されており、教育実習の実施方法の検討、教育活動等の推進に必要な教員の資質向上の方策、教育の質保証に係る調査・研究、大学教育推進事業の事業計画、全学科のJABEE（日本技術者教育認定機構）基準に対応した教育プログラムの取組等の実質的な審議・検討が行われている。

博士後期課程の教育課程については、博士後期課程専攻長会議で審議している。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- ものづくり基盤センターは、ものづくりを通じた地域連携を推進して成果をあげるなかで、学生が自由に利用できる実習室、多目的加工室等の施設整備や部品購入方法の改善などによって安全に配慮しつつ学生の自主的な学習活動を支援している。
- 全学共通教育センターを設置し、共通教育の授業担当教員を部門ごとの担当グループに配置することにより、責任体制を確立し、教養教育の円滑な実施体制を整えている。



### 基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

#### 【評価結果】

基準3を満たしている。

#### (評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

平成21年4月から、大学院の教員組織（研究組織）として、くらし環境系領域、もの創造系領域、しくみ情報系領域、ひと文化系領域の4領域を設置し、全ての教員はいずれかの領域に属することとしている。

また、教育組織として、学士課程に4学科、博士前期課程に7専攻、博士後期課程に5専攻を置き、共通教育の担当組織として全学共通教育センターを設置している。教員は、教員組織としての領域に所属し、教育組織である学科、専攻、全学共通教育センターにおいて教育を担当し、一部の教員はそのほかの各センター等に参画する。

各領域・学科・専攻にはそれぞれ領域長・学科長・専攻長を置いている。領域長は、主に研究に関する計画の立案・推進、教員人事の申し出等の権限を有し、学科長・専攻長は、主に教育課程編成や入学者の選考・卒業審査等教務及び学生に関する業務の権限を有する。

全学共通教育センター及び各センター等にはセンター長等を置き、その業務を担当する教員の統括を行っている。

また、平成18年4月に大学院における教育研究活動の充実のため、宇宙航空研究開発機構（JAXA）と教育研究協力に関する協定を締結している。この協定に基づき宇宙航空研究開発機構の研究者を客員教授又は客員准教授に委嘱し、連携大学院方式により、大学院生の研究指導及び教育研究活動を行っている。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、専任164人（うち教授66人）、非常勤53人であり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

授業科目の担当については、必修科目（学部共通科目、学科共通科目・コース科目及び外国語科目）278科目のうち84.8%を教授及び准教授が担当している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認められる授業科目には、専任

の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔博士前期課程〕

・工学研究科：研究指導教員 160 人（うち教授 66 人）、研究指導補助教員 0 人

〔博士後期課程〕

・工学研究科：研究指導教員 80 人（うち教授 59 人）、研究指導補助教員 16 人

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員の流動化、多様な人材の確保のため平成 17 年 4 月から任期制を導入し、助教及び大学が定める特定の職に任期を付している。平成 25 年 5 月 1 日現在、任期付き教員は 24 人である。

教員の年齢構成は、ポストドクターの増加、教員の高年齢化等の要因により 35 歳以下がほかの年齢層に比して少なくなっているが、全体としては極端な偏りはみられず、バランスのとれた年齢構成となっている。女性教員数は 7 人（4%）となっており、バランスを欠いた構成比となっている。平成 25 年 5 月 1 日現在、外国人教員は 5 人（3%）である。人事企画委員会では、教員公募人事における多様化（ダイバーシティ）の推進について平成 24 年度に検討を行い、平成 27 年度までに女性教員比率 5%、外国人教員比率 5%の目標を設定し、また、その検討に基づき雇用機会均等法第 8 条を適用した女性教員に限定した公募を行っている。

公募に当たっては、男女共同参画を推進している旨記載し、性別に関わらずその能力を活かし活躍できる環境の実現を目指していることを周知している。

また、定員の弾力的な運用が必要との視点から、学長枠定員 13 人を確保している。学長枠定員は、中期目標・中期計画に基づいて活用することとしており、教育・学生支援等の目的のために運用している。

若手研究者の研究活動を活性化するため、平成 23 年度に大学独自の海外派遣制度を導入し、海外の大学・研究機関に滞在して研究することを支援しており、学内公募により平成 23 年度に 2 人、平成 24 年度に 2 人、平成 25 年度に 1 人への支援を決定している。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用及び昇任のために、資格選考基準を教授、准教授、講師、助教、助手ごとに定めている。

採用・昇任の計画と審査に当たっては、それぞれの領域長が、その人事が関係する学科長や専攻長と連絡・調整の上、学長へ人事計画案の申し出を行い、学長を委員長とする人事企画委員会で人事計画案の審議を行っている。人事企画委員会においては、研究業績に偏ることなく、教育上の業績、社会貢献業績、大学等運営上の経験・業績、芸術、体育等の特殊技能及び専攻分野における特別な知識・経験等について審議を行い、候補者を選考した上で、学長及び教授（特任教授を含む）のみを構成員とする教授会におい

て正式に決定している。特に、教育上の指導能力については、人事企画委員会の下に設置する個別専門委員会による面接において模擬講義やプレゼンテーション等を実施し評価している。

また、博士後期課程の担当に当たっては、授業担当と研究指導担当の資格基準をそれぞれ定め、学長、各専攻長により授業担当又は研究指導担当の可否についての予備審査を行い、学長及び博士後期課程の研究指導を担当する教授のみを構成員とする大学院工学研究科委員会博士後期課程分科会の議を経て決定している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

平成 17 年 5 月に、教員自らが設定した教育目標の達成度評価と、大学における職務としての教育、研究、社会・国際貢献、部局・大学運営における業績の多面的評価のために「教員の多面的評価システム (Appraisal System for Teachers' Activities, 略称ASTA)」を制定した。同年の試行を経て平成 18 年度から実施し、継続的にその評価項目等を見直している。

評価結果については、各教員にフィードバックし教育活動の改善に向けた取組を促しているほか、俸給及び勤勉手当に反映させている。評価結果が「水準レベル以下である」及び「水準レベル以下であり容認できない」であった教員については、改善計画書を学長に提出させている。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育活動を展開するため、事務・技術組織の整備を行い、教育の支援活動を行っている。教務関係、厚生補導、国際交流・留学生支援等を担う事務職員は、非常勤職員を含めて教務グループに 11 人、学生室に 8 人、国際交流センター事務室に 5 人を配置している。

また、教育活動の支援や補助等を担う技術職員は、技術部に 26 人を配置している。さらに、図書・学術情報事務室には、非常勤職員を含めて 9 人の司書職員等を配置し、図書・学術情報の調査 (検索)、収集及び提供を行っている。

教育補助者として各学科からの TA 授業計画書に基づき、TA を選考し、平成 24 年度前期は 251 人、後期は 205 人の TA を配置し、演習・実験等の補助に活用している。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA 等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 3 を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 「教員の多面的評価システム (Appraisal System for Teachers' Activities, 略称ASTA)」を平成 18 年度から実施し、継続的にその評価項目等を見直している。評価結果については、各教員にフィードバックし教育活動の改善に向けた取組を促しているほか、処遇 (俸給及び勤勉手当) に反映させている。

室蘭工業大学

- 若手研究者の教育研究活動の支援のため平成 23 年度から大学独自の長期海外派遣制度を導入している。

<b>基準4 学生の受入</b>
------------------

4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
--

4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。
----------------------------------

**【評価結果】**
**基準4を満たしている。**
**（評価結果の根拠・理由）**

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。
--

学士課程では、「科学技術や人間・社会・自然に興味・関心があり、科学技術を学ぶための基礎学力を有し、科学技術者として未来をひらくことに意欲をもつ人」を求めるといった基本的な入学者受入方針のもと、一般入試、特別入試、編入学入試においてそれぞれ「入学者選抜の基本方針」を明示するとともに、学科ごとに入学者受入方針を定めている。

また、博士前期課程では、

- (1) 幅広い教養と健全な価値観、倫理観を備え、科学技術に関する基礎的な専門知識を有する人
- (2) 高度な専門知識の獲得意欲と強い研究意欲を持ち、将来、科学技術分野でフロントランナーを目指す高い志を有する人

という基本的な入学者受入方針を明示するとともに、専攻ごとに入学者受入方針を定めている。

博士後期課程については、「幅広い知識と国際的視野を有し、高い倫理観を備え、科学技術に関する高度な研究能力を有する人」という基本的な入学者受入方針を定めている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。
--

入学者受入方針に基づき、それぞれの選抜において選抜方法を定めている。

学部の入学者選抜は、一般入試（前期日程、後期日程）、特別入試（推薦入試、帰国子女入試、中国引揚者等子女入試、社会人入試、私費外国人留学生入試）、編入学入試（推薦入試、一般入試、マレーシアツイニングプログラム入試）を実施し、多様な選抜方法を採用して、入学者受入方針に沿った学生を選抜している。

大学院の入学者選抜は、博士前期課程では一般入試、推薦入試、高等専門学校専攻科修了生入試、社会人入試及び外国人留学生入試（国内出願・国外出願）を実施している。

博士後期課程では4月及び10月入学のための一般入試、社会人入試、外国人留学生入試（国内出願・国外出願）を実施し、多様な選抜方法により、入学者受入方針に沿った学生を選抜している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。
-------------------------------------

学部の入学者選抜は、具体的な事項について、学長を委員長とする入学試験委員会で審議・決定している。入学試験は、選抜ごとに試験問題の作成・点検、不測の事態の対応等を含めた実施要領を作成し、学長を本部長として、その下に各学科に責任者を置き、選抜ごとに必要とされる人員を確保した上で公正に



試験を実施している。合否判定は、各学科における会議を経て、入学試験委員会に諮り、合否を決定している。

大学院の入学選抜は、具体的な事項について、博士前期課程においては、学長を委員長とする入学試験委員会で審議・決定し、博士後期課程においては、学長を議長とする博士後期課程専攻長会議で審議・決定している。入学試験は、選抜ごとに試験問題の作成・点検、不測の事態の対応等を含めた実施要領を作成し、学長を本部長として、その下に各専攻に責任者を置き、選抜ごとに必要とされる人員を確保した上で公正に試験を実施している。合否判定は、各専攻における会議を経て、博士前期課程については入学試験委員会、博士後期課程については博士後期課程専攻長会議に諮り、合否を決定している。

これらのことから、入学選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

学部の入学選抜は、入学試験委員会で、各種入試データ等の分析・検証を行い、恒常的な改善を行っている。また、平成23年度からは、専任教員を配置したアドミッションオフィスを設置し、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかの検証に取り組んでおり、入試種別ごとの入試成績と入学後の成績等の分析・検証作業等を行い、入学選抜の改善を進めている。

大学院の入学選抜についても同様に各種分析・検証を行い、博士前期課程については入学試験委員会、博士後期課程については博士後期課程専攻長会議で恒常的な改善に努めている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成21～25年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成21年度工学部学科改組に伴い工学部（3年次編入）については平成23～25年度の3年分。）

〔学士課程〕

- ・ 工学部：1.06倍
- ・ 工学部（3年次編入）：0.82倍

〔博士前期課程〕

- ・ 工学研究科：1.22倍

〔博士後期課程〕

- ・ 工学研究科：0.66倍

博士後期課程については入学定員充足率が低い。ただし、平成26年度に行われる大学院の改組において、博士後期課程の入学定員を平成25年度までの24人から15人に減じている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は博士後期課程を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 平成 23 年度に専任教員を配置したアドミッションオフィスを設置し、入試全般にわたる分析・検証を行い、入学者選抜の改善を進めている。

**【改善を要する点】**

- 博士後期課程については入学定員充足率が低い。

**基準5 教育内容及び方法**

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
- 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

**【評価結果】**

**基準5を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

当該大学の教育理念に基づく総合的な理工学教育を実施する目的で、主専門教育課程及び複眼的にこれを補完する副専門教育課程を設け、以下の5つの方針による教育課程の編成・実施方針を定めている。

- 1) 主専門教育では、1年次に共通科目により理工学の基礎能力を養い、2年次以降は学科およびコースごとの専門科目により専門基礎能力および専門応用能力を養う教育を行う。
- 2) 副専門教育では、低年次を中心に共通科目により外国語教育および豊かな人間性を培う教養教育を行い、2年次以降は副専門各コースのコース別科目により専門分野を超えた広い視野から思考する能力を養う。
- 3) 実験・実習・演習に重点を置いた科目により、自発的・継続的に学習する能力、論理的な思考力やコミュニケーション能力を養う。
- 4) 技術者倫理に関わる科目により、工学技術が社会や環境に与える影響を考える能力を養い、技術者の社会的責任を自覚させる教育を行う。
- 5) 本学での学習の集大成が卒業研究であり、研究を遂行し成果を論文にまとめ発表する過程において、問題に継続的に取り組み解決する能力やコミュニケーション能力、創造力と応用力を養う教育を行う。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。



教育課程は、教育課程の編成・実施方針に基づき、主専門教育課程と副専門教育課程の2つの区分から編成されている。さらに、主専門教育課程は、昼間コースでは学部共通科目、学科共通科目及びコース科目、夜間主コースでは学部共通科目及び学科科目から構成されており、各科目の関連がわかりやすいように学生便覧に学習目標と授業科目の関係表を記載している。これらの教育課程の水準を保つため、全ての授業科目で到達度目標・授業計画・成績評価方法をシラバスに明記している。

卒業要件単位は、建築社会基盤系学科 126 単位、機械航空創造系学科（昼間コース）129 単位、機械航空創造系学科（夜間主コース）124 単位、応用理化学系学科 126 単位、情報電子工学系学科（昼間コース）126 単位、情報電子工学系学科（夜間主コース）124 単位であり、そのうち主専門教育課程（工学に関する授業科目）から 70%以上に相当する 90～95 単位を修得することを定めており、「学士（工学）」の学位を授与するに当たって適切なものとなっている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズに応える取組として、単位認定の弾力化、他機関と連携した教育、キャリア教育及び社会からの要請を取り入れた教育等に取り組んでいる。

他大学等における授業科目の履修及び入学前の既修得単位の認定については、学則により取扱いを定めており、道内の大学・高等専門学校における授業科目の履修については、単位互換協定により定めている。

3年次編入学生に対しては、高等専門学校等で修得した単位の一部又は全部を修得したものと認定しているほか、履修の特例を設けて修学に配慮している。

また、異分野の大学である小樽商科大学と合同により「地域再生システム論」を開講しており、地域活性化のヒントを与えるとともに、学生によるフィールド調査とグループワーク（討論）を通じて、実現可能な地域再生の方策を考え、まとめる能力を養う授業を実施している。

さらに、東京都市大学と教員を相互に派遣し授業を行う連携講義（交換授業）を実施しており授業内容に多様性を持たせている。平成 24 年度の東京都市大学において実施した交換授業は、5 コマ、延べ 324 人の受講、室蘭工業大学において実施する交換授業は、4 コマ、延べ 237 人の受講となっている。

キャリア教育の一環として開講している、「キャリア・デザイン」、「短期インターンシップ」、「長期インターンシップ」において、平成 24 年度には 116 人のインターンシップ参加希望者があり、そのうち「短期インターンシップ」では 96 人が履修した。また、平成 22 年度から平成 23 年度にかけて、文部科学省の「大学生の就業力育成支援事業」に採択され、社会の求める工学技術者養成に加えて、学生の自立性を高める取組を実施している。支援期間終了後においても、理事・副学長を総括責任者とするプロジェクトチームにおいて就業力アップのための取組を継続的に行っている。

また、平成 24 年度より文部科学省の「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択され、社会的・職業的に自立し、産業界のニーズに対応した人材の育成に向けた取組を実施している。

社会からの要請に配慮する取組として、英語教育に力を入れている。卒業生の就職先企業に対して行った企業アンケートの結果、主としてコミュニケーション能力、語学力・国際感覚、幅広い教養の3点における教育強化の要望が寄せられたことから、英語科目の一部で1クラス30人程度のクラス編成を実施するなど、英語教育の改善に取り組んでいる。さらに、英語の実践力を高め、かつ国際感覚を深めるための授業科目として「海外語学研修」、「海外研修」を副専門教育課程で開設している。

また、平成18年度に文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）」に採択された「オムニバス形式による技術者倫理教育の実践―自立した技術者を目指す総合学習の展開―」は、対象とする事例を深く掘り下げ、幅広い専門知識を得ることを目的に取り組んだものであり、支援期間終了後もその成果を活かして昼間コースの全学科必修科目として「技術者倫理」を開講している。

このほか、幅広い技術分野にまたがるロボット工学を体系的に身に付けた技術者を育成するため、「ロボット工学教育プログラム」を開設している。当該プログラムでは、所属学科以外の授業科目を履修することにより、幅広い知識を体系的に身に付けることができる。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

各学科の特性に応じて、講義、演習・実習、実験をバランスよく配置している。

主専門教育課程の一部の授業科目ではグループ学習・討論を取り入れ、与えた課題についてグループ発表をさせるなど、学生同士あるいは教員とのコミュニケーションの機会を増やし、コミュニケーション能力や問題発見能力向上に努めている。

副専門教育課程では、英語の授業科目において学生の授業内容の理解を深めるため、コミュニケーションクラスやe-learning等の視聴覚教材を使用するクラス等多様な形態を組み合わせ、少人数クラス編成の授業を行っているほか、学外実習科目として国際理解を深めるための「海外語学研修」及び「海外研修」を開設している。また、酪農・畑作・軽種馬生産等、各種の農業を営む農家に一定期間寄宿して、幅広い人間観や職業観、剛健な生活力を身に付けることを目的とした「社会体験実習」を開設している。受講者数は、平成20～24年度で延べ57人であり、40軒の農家等で実施した。

また、演習・実習、実験を行う授業では、TAを活用してきめ細やかな指導を行っており、学生が授業内容を理解する上で効果を上げていることが、授業評価アンケートの結果及びTAを活用した担当教員が実施内容及び成果を記述した実績報告書から確認されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて15週確保されている。

学生の自主学習を促すことを目的として、小テストやレポートの提出を課す、シラバスに詳細な授業計画を記載し予習しやすい環境を整える、各教員がオフィスアワーを設定し学生の質問に対応する、教員がシラバスを作成する際になるべく自己学習の確保を促すための記述をするなどの取組を行っている。学生による授業評価アンケート結果から、これらの取組が、学生の予習・復習時間にどのように反映されているかを調査している。

平成24年度後期学生による授業評価アンケートでは、1週間当たりの勉強時間の平均は、30分未満52%、30分以上60分未満31%、60分以上90分未満11%、90分以上120分未満3%、120分以上3%である。前記取組により改善の傾向が見られるが、学習時間の一層の増加が望まれる。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

## 5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

学部の全授業科目についてシラバスを作成し、大学ウェブサイトで公開している。

シラバスの作成に当たって、授業担当教員は、記入方法や注意事項をまとめた「シラバス記入上の注意事項」に基づいてシラバスを作成している。その後、教育システム委員会に設置されたシラバス担当ワーキンググループ委員が記載内容について確認し、必要に応じて修正を指示することにより全てのシラバスを一定の水準に保っている。

シラバスには、それぞれの授業科目について、授業のねらい、授業計画、到達度目標、成績評価方法、教員からのメッセージ、学習・教育目標との対応等が記載されている。特に、授業計画の項目には、15週の授業の内容を記載し、学生が予習できるよう配慮している。また、教員には自己学習を促すための記述を行うよう指示している。

さらに、各教員は、最初の授業の際にシラバスの説明を行い、以後シラバスの記載内容に沿って授業を進めている。学生による授業評価アンケートにおいて、多くの学生が、授業・演習の内容はシラバスの記載内容に「沿ったものだった」、講義中に授業計画（シラバス）、授業・演習のねらいや目標について「説明があった」と回答している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

## 5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

推薦入試の合格者に対して、学習の基本となる数学・物理について e-learning により入学前教育を実施しており、合格者の約8割が受講している。また、1年次開講の「基礎物理A」、「基礎化学」において、高等学校で物理や化学を履修していない学生に対して配慮した講義を実施している。

さらに、4月に1年次の全学生、8月に3年次の全学生を対象にTOEIC (IP) 試験を実施し、基礎学力不足の状況把握・分析を行っている。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

## 5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

夜間主コースに在籍する学生の修学、単位の実質化に配慮して、夜間主コースの時間割は、平日の17時～21時45分としており、1日2科目程度の授業を行っている。

また、夜間主コースを対象に開講される授業科目以外に、昼間コースの授業科目からも30単位を限度として修得することができるほか、昼間コースの学科よりも選択科目が多く、教育課程が柔軟に編成されている。

学生への指導については、昼間コースに在籍する学生と同様に、1～3年次の学生に対してはクラス主任及びチューター教員、各研究室に配属された学生に対しては、指導教員が修学指導を行っている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

## 5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

工学部の学位授与方針として、「1）豊かな人間性の基礎となる教養を身につける。2）基礎科学と工学に関する専門知識および新しい課題にそれを応用する能力と創造力を身につける。3）日本語による総合的なコミュニケーション能力とともに、英語による基礎的なコミュニケーション能力を身につける。4）社会や自然に対する責任を自覚する能力を身につける。5）自ら継続的に学習する能力を身につける。」の5つを定めている。

このことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は、100点法により採点し、60点以上を合格とし単位を授与することを学則及び規則で定め、学生便覧に記載し周知されているほか、4月の新入生オリエンテーションで説明している。成績は、優（80～100点）・良（70～79点）・可（60～69点）の評価のほか、成績を4～1点に点数化するとともに、成績確認表の中に修得科目の点数、合計点及び平均点（GPA）を併せて記載し、学習成果を自ら知ることができるようにしている。

各授業科目の成績評価は、シラバスに試験、小テスト及びレポート等の評価方法とそれぞれの占める割合を記載し、教員は評価方法に従って成績評価を実施している。

これらのことから、成績評価の方法は、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されている。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

各授業科目の成績評価方法は、シラバスに明記するとともに、教育システム委員会に設置されたシラバス担当ワーキンググループが成績評価方法を含むシラバスの記載内容について、「シラバス記入上の注意事項」に基づき統一的観点により確認し、必要に応じて修正を指示している。教員個々においては学生に対して模範答案の提示・解説等を適宜行うとともに、シラバスに明記した成績評価方法に基づき評価している。

また、学生への成績通知の後、試験答案及び採点基準をJABEEの取扱いに準じて保管している。学生は、成績内容に異議のある場合には、授業担当教員又は教務グループに申し出ることが可能である。個別の事例においては、授業担当教員は、学生の申し出に基づき速やかに成績を確認し、その結果を学生に伝えるとともに、修正が必要な場合には、教務グループに報告しているが、平成25年10月の段階で、大学としての明文化された規定は存在していない。

これらのことから、成績に関する異議申立ての制度は存在しないが、成績内容に異議の申し出があった場合、授業担当教員は成績の確認結果を教務グループに報告しているなど、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。



学位授与方針に基づいて設計された主専門教育課程と副専門教育課程の卒業認定に係る要件は、教授会の議を経て策定され、学則に定めている。これらは、学生便覧に記載して学生へ周知されているほか、4月の新入生オリエンテーションや各学科で開催するガイダンス等で説明している。

卒業認定は修業年限以上在学し、卒業要件単位を満たした学生について、教授会の議を経て学長が行っている。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

#### <大学院課程>

##### 5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

博士前期課程の教育課程の編成・実施方針として、「(1) 専門分野の柱となる科目および発展的な科目を配置することにより、高度な専門応用能力を養う。(2) 共通科目や他専攻の授業科目により、複雑な課題に対して、広い視野から解決策を見いだす能力を養う。(3) ゼミナールおよび特別研究を通じて得られた研究の成果を修士論文としてまとめ、これを発表する過程において、分析能力、解決能力および発表能力を養う。」を定めている。

また、博士後期課程の教育課程の編成・実施方針として、「1. 自ら課題を設定し、工学先端技術を駆使してその解決策を見出すとともに、ゼミナールおよび特別研究を通じて得られた研究の成果を博士論文としてまとめることにより、研究遂行能力を養う。2. 特別講演および授業科目により、専門知識を幅広い分野で応用できる能力を養う。3. 国際学会等において口頭発表および討議を行うことにより、国際的に通用するコミュニケーション能力を養う。」を定めている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

##### 5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

博士前期課程の教育課程は、教育課程の編成・実施方針に基づき、専門科目と共通科目の2つに区分される。専門科目は、専攻ごとに開講される専門分野の柱となる科目及び発展的な科目を配置することにより、高度な専門応用能力を養うことを目的とした授業科目であり、それぞれの専攻が難易度や専門分野の領域別にいくつかのグループに区分して教育課程を編成している。共通科目は、複雑な課題に対して、広い視野から解決策を見出す能力を養うことを目的とした授業科目であり、授業内容に応じて、国際コミュニケーション、健康、計測、経営、学外実習、日本事情の6つの区分に分けて教育課程を編成している。これらの教育課程の水準を保つため、全ての授業科目で到達度目標・授業計画・成績評価方法をシラバスに明記している。

修了要件単位は30単位であり、専攻ごとに開講される専門に関する科目から22～30単位を修得することを定めており、「修士(工学)」の学位の要件を満たすものである。

博士後期課程の教育課程は、教育課程の編成・実施方針に基づき専門科目のみで編成している。

修了要件単位は10単位であり、専門科目6単位のほか、博士前期課程の授業科目4単位以上を修得することを定めており、「博士(工学)」の学位の要件を満たすものである。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズに応える取組として、他教育機関との連携と単位認定の弾力化、インターンシップ、10月入学、長期履修制度等に取り組んでいる。

他大学等における授業科目の履修及び入学前の既修得単位の認定については、工学研究科規則により取扱いを定めており、他大学における授業科目の履修については、道内外の大学と単位互換協定を結んでいる。平成22年度に単位互換協定を締結した札幌医科大学、小樽商科大学、北海道医療大学、千歳科学技術大学とは、異分野大学院連携教育プログラムを開設して連携を図っている。東京都市大学とは教員を相互に派遣し授業を行う連携講義（交換授業）を実施している。

さらに、多様な社会ニーズを踏まえて実社会で活躍するイノベーション博士人材の育成を目指す「スーパー連携大学院コンソーシアム」に参加しており、参加学生の募集を行っている。

インターンシップは、「短期インターンシップM」、「長期インターンシップM」として、主に1年次夏期休業の約2～4週間に国内外の企業、研究所等に学生を派遣し、企業等からの報告書に基づき単位を認定している。

また、博士後期課程において、平成19年度から10月入学を実施しており、平成24年度10月までに合計39人が入学しているほか、平成24年度から長期履修学生制度を導入し、留学生及び社会人等に対し計画的な履修を認めている。

社会からの要請に配慮する取組としては、学部同様に英語教育に力を入れている。共通科目に「国際コミュニケーション」科目群を設け、英語能力の向上や異文化への理解を深める科目として7科目開講している。特に、国際的に通用するコミュニケーション能力・プレゼンテーション能力を身に付けるための授業科目として「英語プレゼンテーション」を開講し、1クラス20人程度の少人数クラス編成を行っている。

また、技術をマネジメントして革新的ビジネスチャンスをつかみ、新製品や新事業の創出につなげていく能力を持った人材を育成することを目的として、平成19年度から「MOT教育プログラム」を地域共同研究開発センター、キャリア・サポート・センター担当の教員が担当して開設し、平成24年度までに136人が修了している。また、サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー担当の教員が、博士前期課程共通科目「ベンチャービジネス特論」を開講している。

平成24年度から、新しいシーズを見出すこと、あるいは既存の複数の物質やプロセスを有機的に結合し、シナジエックな価値を実現するために、高度な研究能力を有した研究者・科学技術者を育成することを目的として、「先進マテリアル工学教育プログラム」を開講している。

航空宇宙機システム研究センターが中心となり、宇宙航空研究開発機構と連携大学院方式による連携講座を博士後期課程に設置するとともに、フライトシミュレーター等特徴的な設備を導入して学生の実践的指導を行い、関連業界に人材を輩出している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

博士前期課程に対しては専門科目と共通科目それぞれにおいて講義と演習・実習をバランスよく配置している。授業にゼミナール・討論形式を取り入れ、説明や板書を英語で行うなど各専攻で工夫がなされており、特に英語で行う授業については、平成21年度から博士前期課程授業担当教員に開講の協力を依頼し、

各専攻で実施している。

博士後期課程に対しては専門科目において講義と演習・実習のバランスを考慮し配置している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-2 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて15週確保されている。

学生生活実態調査による授業以外での学習時間の博士前期課程の1日の平均（平成24年）は、0時間13.8%、1時間未満26.0%、1～2時間未満22.6%、2～3時間未満12.7%、3～4時間未満7.9%、4～5時間未満4.8%、5時間以上12.1%である。

学生の自主学習を促すことを目的として、小テストやレポートの提出を課す、シラバスに詳細な授業計画を記載し予習しやすい環境を整える、各教員がオフィスアワーを設定し学生の質問に対応する等の取組を行っている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-3 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

履修科目の選択や履修計画の立案に役立つよう博士前期課程及び博士後期課程の全授業科目についてシラバスを作成し大学ウェブサイトで公開している。

シラバスの作成に当たって、授業担当教員は、記入方法や注意事項をまとめた「シラバス記入上の注意事項」に基づいてシラバスを作成している。博士前期課程については学部のシラバス確認作業に準じて、シラバス作成後、教育システム委員会に設置されたシラバス担当ワーキンググループ委員が記載内容について確認し、必要に応じて修正を指示することにより全てのシラバスを一定の水準に保っている。

シラバスでは、それぞれの授業科目について、授業のねらい、授業計画、到達度目標、成績評価方法、教員からのメッセージ等が記載され、授業計画の項目では、授業の内容を詳細に記載して、学生が予習できるよう配慮している。また、教員には自己学習を促すための記述を行うよう奨励している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-4 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

工学研究科規則第4条に規定する教育方法の特例を適用する学生の指導教員は、学生と相談の上、履修指導計画書を作成し、学生の状況に合わせて、夜間及び休業期間を利用した集中講義で授業及び研究指導を行っている。

このことから、教育方法の特例を受ける学生等に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-5 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

工学研究科規則により、博士前期課程及び後期課程の学生1人に対してそれぞれ2人以上及び3人の主・副指導教員を定め、複数教員による指導体制を確立している。研究テーマの決定は、指導教員による客観的な指導で選定する場合、学生からの希望や討論により選択する場合等、画一的ではない方法で行われている。特に博士前期課程航空宇宙システム工学専攻では、入学した学生に対して教員1人がアドバイザーとして選定され、アドバイザーが学生の学修計画及び研究テーマの決定等について助言し、半年後に研究テーマに応じて指導教員を決定するなど、学生一人一人に対しきめ細やかな指導を行っている。

博士後期課程では、平成21年度より学生が標準修業年限内に学位を取得できるよう、研究指導報告制度を導入している。これは、年1回、研究計画とその進捗状況を報告するものであり、副指導教員を含めて指導教員全員が学生の研究の進捗状況を把握し、学位論文の指導に当たっている。

これらのことから、大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

博士前期課程では、次の2項目を学位授与方針として定めている。「①専門分野における複雑な科学・技術問題を分析し、解決する能力 ②研究成果等を日本語あるいは英語で論文等としてまとめ、発表する能力」

博士後期課程では、次の3項目を学位授与方針として定めている。「1. 自立した研究活動を行うための高度な研究遂行能力 2. 社会の多様なニーズに対応するための専門応用能力 3. グローバル化に対応するための国際的なコミュニケーション能力」

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

工学研究科規則で定めているように、成績評価基準は、博士前期課程では100点法により採点し、60点以上を合格、博士後期課程ではA、B、C、Dの4種とし、A、B、Cを合格として単位を授与することとしており、大学院履修要項に記載し周知されているほか、新入生オリエンテーションで説明している。

各授業科目の成績評価は、博士前期課程で開講される授業科目については、シラバスに試験、小テスト及びレポート等の評価方法とそれぞれの占める割合を記載し、教員は評価方法に従って実施している。

博士後期課程で開講される授業科目については、授業担当教員（指導教員等）がシラバスに記載された評価方法に従って、評価を実施している。

これらのことから、成績評価の方法は、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

博士前期課程で開講される授業科目の成績評価方法は、シラバスに明記されているが、教育システム委



員会に設置されたシラバス担当ワーキンググループが成績評価方法を含むシラバスの記載内容について、学部授業科目用の「シラバス記入上の注意事項」に準じて統一的観点により確認している。

教員個々においては学生に対して模範答案の提示・解説等を適宜行うとともに、シラバスに明記した成績評価方法に基づき評価している。

学生は、成績内容に異議のある場合には、授業担当教員又は教務グループに申し出ることができる。授業担当教員は、学生の申し出に基づき速やかに成績を確認し、その結果を学生に伝えるとともに、修正が必要な場合には、教務グループに報告することとしている。

これらのことから、成績に関する異議申立ての制度が明文化されていない点を除けば、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

博士前期課程及び後期課程の学位論文（修士論文、博士論文）に係る評価基準については、学位論文審査の取扱いに関する申合せに定め、大学院履修要項に掲載し、新入生ガイダンスで説明を行い、周知を図っている。さらに、平成26年度からの大学院改組のために学位論文の評価基準の改訂が行われ、前期課程と後期課程の評価基準の間により明確な区別が見られる。

学位論文の審査に関しては、学位規則並びに学位審査取扱細則によって適切な審査体制が整備されている。

学位論文の審査は、はじめに専攻ごとに事前審査を行い、提出論文が審査に値するか否かについて判断を行っている。次に、主査1人を含む3人以上の審査委員で構成する審査委員会を組織し、審査を行う。審査は、公开发表会及び最終試験を行い、審査結果を大学院工学研究科委員会分科会に報告し、この報告に基づいて各分科会において学位授与の可否について議決をしている。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 教育理念に基づく総合的な理工学教育を実施する目的で、主専門教育課程及び複眼的にこれを補完する副専門教育課程を設けている。
- 異分野大学院連携教育プログラム、東京都市大学との連携講義を行い、学生の多様なニーズに応えている。
- 学部「ロボット工学教育プログラム」や博士前期課程「先進マテリアル工学教育プログラム」等の分野横断的な教育プログラムを設け、所属学科・専攻以外の授業科目を履修することで幅広い知識を体系的に身に付ける取組を行っている。
- 航空宇宙機システム研究センターが中心となり、宇宙航空研究開発機構と連携大学院方式による連携講座を博士後期課程に設置するとともに、フライトシミュレーター等の特徴的な設備を導入して学生の実践的指導を行ない、関連業界に人材を輩出している。

## 室蘭工業大学

- 平成 22 年度から平成 23 年度にかけて、文部科学省の「大学生の就業力育成支援事業」に採択され、支援期間終了後においても、理事・副学長を総括責任者とするプロジェクトチームにおいて就業力アップのための取組を継続的に行っている。
- 平成 24 年度より文部科学省の「産業界のニーズに対応した教育改善・充実体制整備事業」に採択されている。

<b>基準6 学習成果</b>
-----------------

6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
---

6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。
--

**【評価結果】**
**基準6を満たしている。**
**（評価結果の根拠・理由）**

6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。
--

学部入学者の標準修業年限内卒業率は、直近5年間の平均で昼間コース 77.5%、夜間主コース 59.0%である。「標準修業年限×1.5」年内卒業率は、直近5年間の平均で昼間コース 88.2%、夜間主コース 73.8%である。経済的理由等により、退学・除籍した者を除くと卒業率は90%以上であり、学生の多くは「標準修業年限×1.5」年内に所定の単位を修得し、卒業している。

夜間主コースの標準修業年限内卒業率が低い理由として学業不振及び経済的理由による休学等があると分析されていることを受け、夜間主コースのあり方検討委員会が設置され平成24年12月に学長に提出された答申では、幅広い工学融合型の技術者育成を目指し、社会人にも対応した柔軟な授業配置が可能となるような教育課程の構築を中心とする夜間主コースの再編統合が提案されている。

大学院の標準修業年限内修了率は、直近5年間の平均で博士前期課程 90.5%、博士後期課程 51.5%である。また、「標準修業年限×1.5」年内修了率は、直近5年間の平均で博士前期課程 93.2%、博士後期課程 69.9%であるが、退学・除籍した者を除くと修了率は90%以上であり、学生の多くは「標準修業年限×1.5」年内に所定の単位を修得し、修了している。

さらに、学会発表では、平成24年度に26人の学生が学会賞等の受賞を受けている。

これらのことから、夜間主コースの卒業率が低いことを除いて、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。
---

学生による授業評価を2つに分けて行っている。ひとつは学部卒業予定者及び博士前期課程修了予定者に実施する総合的なアンケート調査であり、ほかには各学期末に実施する学部授業評価アンケート調査である。

履修した科目の平均的理解度については、学部卒業予定者に実施するアンケート調査によると、主専門教育の講義科目及び副専門教育の科目について6～7割程度の学生が「理解できた」と回答しており、博士前期課程修了予定者へのアンケート調査でも7～8割程度の学生が「理解できた」と回答している。平成23年度からおおむね理解度が増加傾向にある。また、「卒業にあたってあなたが身につけたと思うもの」については、専門的知識・実験研究能力との回答が多く、実学重視の学風に沿った教育効果が上がっていることが確認できている。

また、学部で各学期末に実施する授業評価アンケート調査によると、約7割の学生が授業に「満足」・「おおむね満足」と回答している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-1① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

学部・博士前期課程の進学、就職の状況は、進学率及び就職率を合わせて約91%である。若干の未就職者もいるが、就職希望者のほぼ全員が就職している。また、学部学生の大学院への進学率は昼間コースでは過去5年間の平均で41.0%である。

なお、就職先の状況は、実学重視という教育理念に沿って、製造業、建設業、情報通信業及び公務員への就職が多い。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-2② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

卒業（修了）生の学習評価に関する意見を聴取するため、平成24年度に過去10年間の卒業（修了）生に対しアンケート調査を行った。大学時代に学んだことや経験が現在役立っているとするものは、「非常に役立っている」、「役立っている」を合わせると、専門科目が63.1%、ゼミナールが47.8%である。

また、学習成果の社会的評価を知るため、平成24年度に卒業生採用企業より抽出した企業に対してアンケート調査を行った。それによると、卒業生・修了生に共通する特長として、①仕事上の課題等に責任感・倫理観をもって取り組む姿勢をもった卒業生が多い、②社会的常識を持ち、健全な人間関係を築くことができる卒業生が多い、③基礎科学及び工学に関する専門知識を身に付けている卒業生が多い、の3つが挙げられている。このことから大学が意図する教育の成果が上がっているといえる。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

#### 【優れた点】

- 卒業予定者や卒業生に対するアンケート、授業評価アンケート等、学習成果を検証するための取組を積極的に行っている。

## 基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。  
 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

### 【評価結果】

基準7を満たしている。

#### (評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。  
 また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は152,796 m<sup>2</sup>、校舎等の施設面積は、計72,244 m<sup>2</sup>であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

教育研究に必要な施設である講義室、研究室、実験室、演習室等は、主に教育・研究1～10号館に設置している。講義室は大小合わせて31室あり、利用状況は平均稼働率54%となっており、通常行われる講義のほか、補講授業、集中講義、学生の自習、さらに外部への貸出にも利用されている。なお、ほぼ全ての講義室にはプロジェクター、スクリーン及びマイク設備を整備しているほか、大きな講義室には中間に板書内容を表示する大画面ディスプレイを設置している。

体育施設はキャンパスの東側に集約しており、体育館・屋外運動場・テニスコート（6面）等があり、授業及び50を超えるサークルが利用している。

施設・設備の安全性を確保するため定期的に衛生管理者資格を持った教職員が学内を巡視している。耐震の安全性については、法令等により求められている建物（職員宿舎除く）の耐震診断及び耐震改修は完了している。建築後25年以上経過した老朽施設については、年次計画を立て予算要求を行い順次改修を進めている。

バリアフリー化については、構内のエレベーター、身障者用トイレ、車いすで移動可能なスロープ等の設置に必要な施設・設備について順次整備を行っており、構内バリアフリーマップを作成して学内限定ウェブサイトに公表している。

安全・防犯については、本部棟に警備員を配置し、緊急時に対応できる体制をとっている。また、多くの建物は電気錠を設置しており、時間外の使用は身分証明書がないと入館できなくなっている。外灯及び防犯カメラについても、必要に応じた場所に設置しており、防犯カメラについては警備員室にて監視及び記録ができることとなっている。

また、万一の事故や急病に備え学内の4か所（体育館、保健管理センター、教育・研究3号館、本部棟）にAEDを設置し、学生及び教職員向けに保健管理センター医師による「AEDの使い方と救急蘇生法の講習会」を年6回程度実施している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

- 7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。



ICT環境は、キャンパス情報ネットワークシステム及び情報メディア教育システムを基本とし、情報メディア教育センターが管理運営を行っている。

情報メディア教育センターは、情報処理に関する教育及び研究を行い、教育研究の進展に資することを目的として、センター担当教員は学部1年次の「情報メディア基礎」を担当し、コンピューターやネットワークを利用する際のルール及びマナー並びにマルチメディア情報の作成及び発信等の基礎知識と技術を教授している。

キャンパス情報ネットワークシステムは、研究室等の各部屋にギガビットのイーサネットケーブルを引き込んでいるほか、無線LANのアクセスポイントを図書館、学生食堂及び各講義室の共用スペース 80か所に設置し、場所にとらわれない自由なネットワークアクセスを可能にしている。さらに、VPN接続を利用して学外からキャンパス情報ネットワークへ接続できるほか、Webメールにより学外のどこからでもWebメールの送受信ができる環境を整備している。

情報メディア教育システムは、授業及び自学自習用パソコン、教室間連携システム、WebメールやWeb等のネットワークサーバ及びe-learningシステムから構成している。授業及び自学自習用パソコンは、情報メディア教育センターの第1端末室、第2端末室、マルチメディア開発室及び出力室に87台、教育・研究1号館の実習室(4教室)及び入出力室に190台、附属図書館に42台、ものづくり基盤センターに2台、国際交流センターに2台の合計323台を設置しており、多くの学生が有効に利用している。また、教室間連携システムにより教育・研究1号館の実習室(4教室)は、単独授業に加え、情報メディア教育センター第2端末室を含めた任意の組合せで、最大5教室、224人の同時授業を行うことが可能である。

情報セキュリティ対策の取組として、情報セキュリティポリシーを定め、大学としての基本方針を明確にするとともに関連規程等を整備している。この情報セキュリティポリシー等に従い情報メディア教育センターでは、不正アクセス対策、ウイルス対策、SPAMメール対策、情報セキュリティ講習を行っている。特に不正アクセス対策については、学内に設置しているサーバに対して疑似アタックを行い脆弱性の調査を行っているほか、学内及びVPN接続のパソコンをスキャンしてOSのバージョンとアップデート状況、アンチウイルスソフトと定義ファイルの更新等について把握を行い、情報セキュリティの向上を図っている。また、平成24年度に情報セキュリティに係る関連規則を見直し、情報機器の脆弱性検査を正当な理由がなく受けない又は検査結果に基づいて適切な対応を行わない場合、並びに情報セキュリティ講習を正当な理由がなく受講しない利用者については、当該情報機器又は利用者のアカウントを停止することができることとしている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

図書館は、工業大学に相応しく理工学系分野に関する資料を中心に教育及び研究上必要な資料を収集しており、平成25年3月31日現在の蔵書数は、図書327,391冊、雑誌11,207タイトル(うち電子ジャーナル4,647タイトル)、視聴覚資料等1,728点、電子書籍84タイトルである。図書蔵書構成は、理工学系比率(約60%)が高いが、人文・社会科学・言語系も重視している。

図書館の図書購入費については、学習用図書、参考用図書、教養図書、重点図書の4系統の経費区分を設け、主に図書館委員会と図書館職員が選定している。学生の学習支援のための学習用図書は理工系の比重を、参考及び教養図書は人文・社会科学・言語系の比重を高め、学習図書館としての蔵書構成に偏りが

生じないよう工夫している。そのため、図書の選定については、選定基準等に基づき、教員が学習用図書を、図書館職員が教養、参考及び重点図書を、学生が図書購入リクエスト等により教養図書の一部を選書できる3者選書体制をとっている。平成24年度においては、学生から213件のリクエストがあり、181冊の図書購入を行っている。

また、多様化する教育支援の在り方に対応するために、重点図書及び教養図書の一部は、①学習支援強化としてのシラバス、留学生用図書、②技術者認定としてのJABEE関係図書、資格試験関係図書（英語検定等含む）、③地域関連教養としての地域関連図書、④マルチメディア利用としての視聴覚資料（電子化資料）等の充実・整備を、年度ごとに図書館委員会で計画を掲げて購入を行っている。

さらに、研究支援では電子ジャーナルの安定供給に努め、また効率よく学術情報にアクセスできるよう学術文献データベース、リンクリゾルバの導入、運用により利便性の向上を図っており、現在も安定的に提供している。

図書館は、授業期間には21時まで（土・日曜日は17時まで）、長期休業期間中も17時まで開館しており、定期試験期間には21時まで開館している。入館者は5年間の平均で年約186,000人、貸出冊数は約36,000冊となっている。図書館の利用者は主に学生であることから、学生が学習しやすい環境を提供するため、ラーニングコモンズ環境の整備に努めている。具体的には、平成22年度に閲覧室を1階はグループ学習エリア、2階は個人学習エリアと分け、利用者タイプによるすみ分けを行っている。さらに、平成23年度には1階閲覧室にグループ学習に柔軟に対応できるラーニングコモンズスペースを新設している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

#### 7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

図書館には、閲覧室（1階はグループ学習エリア、2階は個人学習エリア）のほか、個室4室、グループ学習室4室を設けている。全体の座席数は、パソコン席も含め358席あり、2階の個人学習用エリアは78席、そのうちノートパソコン・電卓等も使用禁止のサイレントエリアの座席は18席あり、自主的な学習を実現できる環境を整備している。

自主的学習用のパソコンは、情報メディア教育センター（4部屋、87台）、図書館情報作成室及びパソコンコーナー（42台）、C棟実習室及び入出力室（34台）に設置しており、学習に使う様々なソフトウェアを利用できるようになっている。

ものづくり基盤センターは、学生の自主的なものづくりを支援するため、貸出スペースやパーツコーナーの設置、ものづくり教室や技術講習会の実施、夜間・休日の開館、学生クルーの配置等を行い、自主的学習環境を整備している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

#### 7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学部生については、入学後直ちに新入生オリエンテーション及び編入生ガイダンスを実施し、修学、学生生活に必要な事項を学生便覧等により説明している。

大学院生についても、入学後直ちにガイダンスを実施し、修学に必要な事項を中心に大学院履修要項等により説明している。

学部2年次又は3年次の後期に、コース単位で在学セミナーを実施し、主専門教育課程の履修ガイダンスを実施するとともに、大学院への進学や卒業後の進路を見据えた修学指導を行っている。3年次後期

から4年次の初めにかけても、各学科において研究室配属に係る卒業研究テーマの説明や就職と大学院進学に関するガイダンスを行っている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-2② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。  
また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

学習支援に関する学生のニーズを把握するために、新入生アンケート、学生生活実態調査、学生による授業評価、卒業予定者アンケートを行っている。

さらに、学生総合相談室では、各学科、全学共通教育センター、学生支援センター、保健管理センターに相談員を配置し、学習をはじめ学生生活全般についての相談に応じている。

各学科で、5人～10人の学生を1人の教員がチューターとして担当するチューター制を導入しており、チューターは履修方法、修得単位数、進路、悩みなどの相談に応じるとともに、学科長及びクラス主任と連絡を密にしている。

各学科でクラス主任制を採用しており、学年に1人ないし2人の教員をクラス主任として置き、そのクラス主任が担当学年の窓口になっている。また、クラス主任は、チューターと協力して学生支援に当たっており、各学年の前期試験の成績が確定した時、修得単位が基準より少ない学生に対しては、クラス主任が修学指導をしている。

各教員はオフィスアワーを設け、シラバスで公開するとともに各教員室のドア等に明記して周知され、学生相談、助言に応じている。

学生からの声を聴くために、学生支援センター入口と学生会館事務室横の2か所に目安箱を設置して、無記名での投書を受けている。投書に対しては副学長（学生総合相談室長）が掲示で回答しているが、必要に応じて教育システム委員会や学生サポート委員会で検討し、対策を講じている。

授業欠席状況把握制度を平成24年度から実施しており、各学年の必修科目を中心に、1科目以上モニター科目を定め、モニター科目を3週連続して欠席した学生及び8週連続して欠席した学生について、コース長、教育システム委員会委員及び学生サポート委員会委員が情報を共有し、学生と速やかに連絡を取り、状況の把握、修学指導を行っている。

その他の取組としては、保護者に対して学生の学習、履修状況への理解と協力を深めてもらうため、前期試験終了後、成績表を郵送している。その成績表郵送後、地区別懇談会を道内各地（室蘭、函館、札幌、旭川、帯広）で開催し、学科の教員が保護者からの相談等に応じている。

留学生の教育については、国際交流センターに専任の准教授2人を配置して、学部及び博士前期課程に「日本語」、「日本語初級（補講）」、「異文化交流」の科目を開設するとともに、非常勤講師により「日本語初級Ⅱ」（補講）を実施している。

大学院に在籍する社会人学生に対しては、教育上特別の必要があると認められるときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行っており、平成24年度からは長期履修学生制度を導入している。

障害のある学生については個々の学生の状況に即して保護者、関係学科、保健管理センター及び学生支援センター職員、その他関連する教員と部局等が情報を共有して支援に当たっている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。



7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

体育系 53 サークル、文化系 28 サークル、その他 5 サークルの計 86 サークルがあり、延べ人数で 2,000 人以上の学生が、体育館、グラウンド、サークル会館、大学会館等を利用している。

各サークルには顧問教員を配置し、学生室職員、学生サポート委員会がそれをバックアップしている。

年 1 回サークル懇談会を開催し、活動に必要な事項の申請等の説明や質疑応答を行っており、同時に、要望書及び援助願の提出も受け付けている。要望書については、学生室が全要望について検討を行い、対応が必要な中から優先順位を付けて実施している。援助願については、活動内容や活動実績等を総合的に判断し、一定の基準を満たしたサークルに援助を行っている。そのほか、体育館やグラウンド等の各施設における設備の修理や使用物品の購入等も行っている。

また、毎年サークルリーダーシップトレーニングを行い、リーダーの養成と各サークル間の交流の場を設けている。

課外活動の意義の周知及びサークルの選択に役立てるため新入生全員にサークル紹介誌を配布している。また、新入生オリエンテーション終了後、体育館においてサークルのブースを設置し、各サークルがどのような活動をしているか直接見聞する機会を設けている。

そのほか、学生の自主性と創造性を発揮できる機会を提供することを目的として、平成 13 年度から「らんらんプロジェクト」を創設し、学生の自発的な企画を支援している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

生活支援等に関する学生のニーズを把握するため、全学生を対象に、2年に一度、学生生活実態調査を実施しているほか、卒業予定者アンケート及び新入生アンケートを実施して、学生生活、授業、課外活動、健康管理、就職、大学の施設・設備等について、学生のニーズを把握している。

生活支援等の体制は、学習支援体制と同一であり、学生総合相談室、チューター制、クラス主任制、オフィスアワー、目安箱及び授業欠席状況把握制度として整備している。

学生のメンタルヘルス支援では、平成 22 年 3 月に精神科医を採用し、保健管理センターの常勤医師 2 人（内科、精神科）と非常勤女性カウンセラーによる受診・相談体制が整備されている。

また、平成 24 年度は、メンタル面で悩みを持つ学生と接する際に役立てることを目的に、ゲートキーパー研修会を実施している。

さらに、キャリア・サポート・センターにおいては、各学科の就職担当教員と連携を密にし、進路相談、求人情報、企業情報の提供や履歴書、エントリーシートの書き方、面接試験対策の相談及びキャリアカウンセリングの実施等による就職相談・支援を行っている。同センターでは、企業セミナーとして学部 4 年次生・博士前期 2 年次生向けの「木曜企業セミナー」、学部 3 年次生・博士前期 1 年次生向けの「合同企業セミナー」開催、インターンシップ実施支援、就職ガイダンス開催、業界研究セミナー・官公庁セミナー

開催、「求人用大学案内」や「就職の手引」を作成し、「就職活動の実態調査」を実施している。

ハラスメントへの対応として相談員を設けるとともに、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するためにハラスメント防止委員会を設置している。

そのほか、外国人留学生に対しては、指導教員の推薦に基づき留学生の専攻する分野に関する学生を選定し、教育研究及び生活上のサポートをするチューター制度を整えるとともに、事故、火災、地震及びインターネット犯罪等の事故・事件の防止のため、全留学生に対する生活安全講習会や自動車を所有する留学生を対象に冬道安全運転講習会を開催している。

障害又は慢性的な病気を抱えた学生については、入学当初及び在学中を通して、必要に応じ学生本人、保護者、学科教員、保健管理センター医師、事務職員を交えた修学・生活相談を個別に実施している。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

学生に対する経済面の援助についての周知は、大学ウェブサイトや掲示、入学案内等で行っている。

日本学生支援機構の奨学金については、全学生の約50%が貸与されている。

入学科・授業料免除については、各期の入学科・授業料収入見込額の一部を原資として実施している。各選考基準に基づき免除対象者を決定しているが、申請者数のうち不許可となった者も多い。

独自の奨学金制度として、教育・研究振興会が、学生に対して経済的に援助する制度を設けている。教育・研究振興会の事業としては、平成20年度からは、博士後期課程社会人学生奨学金、平成22年度からは博士後期課程社会人学生入学科免除、経済的困窮学生への支援制度を設けている。また、教育・研究振興会の事業とは別に、平成20年度から編入学生を対象とした東奨学金を設けている。

平成23年度は、東日本大震災被災学生に対しての支援として、教育・研究振興会の臨時事業として募集した支援金を基に見舞金を25人の学生に支給している。また、授業料免除では、全申請者のうち被災学生の割合が前期授業期間3.1%、後期授業期間2.0%で、対象者は被害の状況に応じて全額又は半額免除としている。

平成24年度は、卓越した学生に対する授業料免除制度を設け、学部学生4人、博士前期課程学生2人に対し後期授業料を全額免除としている。

学生寮を設置しており、平成25年4月1日現在で明徳寮（男子寮）では344人が、明凜館（女子寮）では29人が寮生活を送っている。明凜館は、女子学生の修学を生活面、経済面から支援するとともに、女子志願者を確保することを目的として、これまで留学生宿舎として使用してきた鉄筋コンクリート造りの4階建物を改修して平成23年10月から運用を開始している。

また、留学生及び海外インターンシップ学生の増加への対応並びに海外からの研究者等に対する短期滞在用宿舎の確保のため、既設の職員会館及び留学生宿舎を改修して国際交流会館を新設し、平成24年11月から運用を開始している。

海外語学研修では平成21～23年度に43人、短期留学では平成21～25年度に7人の学生に開学50周年記念事業基金を利用し支援を行った。このほか、日本学生支援機構留学生交流支援制度を利用し、平成24～25年度に20人の学生が海外語学研修に参加している。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 授業欠席状況把握制度を導入し、各学年の必修科目を中心に定めた1科目以上のモニター科目を一定回数連続して欠席した学生について、コース長、教育システム委員会委員及び学生サポート委員会委員が情報を共有し、面談等を通して状況の把握、修学指導を行っている。

**基準8 教育の内部質保証システム**

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

**【評価結果】**

**基準8を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

シラバス、成績、履修登録データ等は、教務グループが教務事務システムに記録・蓄積し、試験答案、レポート、卒業論文等については各学科が一定期間保管している。

学部教育の改善・向上のための課題及び問題点については、教育システム委員会に設置している特別委員会及びワーキンググループで検討し、それを受けて教育システム委員会が実行している。授業評価アンケート及び卒業予定者アンケート等により把握した課題及び問題点について、初年次教育担当ワーキンググループでは数学、物理の授業改善に関する検討、英語教育ワーキンググループでは英語力向上に向けた教育課程の改善に関する検討を行っている。

また、学生による授業評価を毎学期実施しており、集計結果は大学ウェブサイトで公開し、学生からのコメントは、各授業担当教員にコピーを配布している。さらに平成25年度前期から学生からのコメントに対する授業担当教員の回答を集計結果とともに掲載し、PDCAサイクルの確立を図ることで教育の質の改善・向上を図っている。

平成20年度に全6学科8コースでJABEEの認定を受け、JABEE基準に基づいた実践的な教育を実施している。学部の改組再編により現在では4学科(11コース)の8教育プログラムが継続してJABEEの認定を受けている。JABEEの認定に係る全学的な課題は、教育システム委員会の特別委員会、ワーキンググループで改善に向けた検討を行い、その内容を学科へフィードバックし、学科において改善を図っている。JABEE審査を数年ごとに受けることにより、大学全体としてPDCAサイクルを確立し、教育の質の改善・向上を図っている。

大学院における教育の質の改善・向上を図る上で生じた課題及び問題点については、教育システム委員会及び博士後期課程専攻長会議等で審議している。

博士前期課程では、修了予定者アンケート等により英語教育等の問題点の把握、FD研究会での検証及び大学院のグッドプラクティスの調査、グッドプラクティスの紹介及び英語授業の参観等を実施するなどの授業改善を図る取組を行っている。

博士後期課程では、毎年、指導教員が学長に研究指導報告書を提出することにより学生個々の研究の進捗状況の把握及び今後の指導の確認を行うなど自己点検・評価を実施し、教育の質の改善・向上に努めている。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生の意見聴取のため学生による授業評価を毎学期実施し、集計結果は大学ウェブサイトで公開し、学生からのコメントは、当該授業担当教員にコピーを配付している。学生による授業評価は、教員個々の授業改善の資料として活用されている。

そのほか、新入生アンケート、在学生アンケート、教職員アンケート等、各種アンケート調査により、学生、教職員の意見を聴取し、その結果を公開している。

教育システム委員会においては、教育の質の向上のため教員のニーズ調査（初年次教育、PBL教育の在り方及び教育設備等について）を行っている。また、同委員会で随時、意見・要望等を聴取し、教育の改善・向上に取り組んでいる。平成24年度は初年次教育の充実のため、物理、化学、数学等の学部共通科目について学科の意見・要望を反映した学習到達度目標を設定し、シラバスに記載している。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

大学経営評価指標による評価システムを導入し、教育機能の充実を含む12の使命群に対して調査・分析を行っており、その中で卒業（修了）生及び就職先企業に対して定期的にアンケートを実施し、報告書にまとめ学内外に公表している。具体的な事例としては、「企業では、技術系の修了生については、採用時での専門性も求めるが、英語力も含めグローバル化が必要であり、幅広く通用する技術力を養成して欲しい」等の意見があり、英語教育の少人数クラス授業の実施による英語力の効果的な向上や、グループ学習・討論型授業をととしたコミュニケーション能力の向上等の取組に活かされている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

教育システム委員会にFD担当ワーキンググループを設置し、当グループが中心となって、FD講演会、授業見学会、教育ワークショップ等に取り組んでおり、『広報FDだより』で学内外に公表している。

教育ワークショップは、新任教員及び学科から推薦された教員が参加し、講義やグループディスカッションを通じて、学生像の把握や授業テクニックを修得することを目的としている。また、大学連携の一環として、東京都市大学の教員も平成21～25年度で延べ11人参加している。

東京都市大学とは平成19年度に包括連携協定を締結し、それぞれの大学で進めている独自のFD活動に、両大学の教員が相互に参加する活動を行い、私立大学でのノウハウ等の情報交換を行い教育の質の向上に役立っている。

大学院教育に関するFD活動については、FD研究会において英語による授業の授業参観を行い、英語による授業の普及に努める等、教育の質向上に向けた取組を継続的に行う等、FD活動を進めている。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

TAに対しガイダンスの場を設け、心構えや取り組む姿勢について教育するとともに、各学科が業務内容に沿った説明を行っている。業務終了後には、授業担当教員及びTA自身から成果等についての報告書を提出させ、今後の改善の基礎資料としている。

事務職員及び技術職員に対しては、大学独自の研修、他機関の各種研修に積極的に参加させ、資質の向上を図っている。その他、東京都市大学との大学連携の一環として事務職員を派遣し、実地研修を実施している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。



**基準 9 財務基盤及び管理運営**

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

**【評価結果】**

**基準 9 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 24 年度末現在、当該大学の設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 16,482,317 千円、流動資産 1,260,014 千円であり、資産合計 17,742,332 千円である。当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 2,850,958 千円、流動負債 1,505,930 千円であり、負債合計 4,356,888 千円である。これらの負債のうち、長期借入金 248,104 千円の用途は学生寮改修工事の資金であり、文部科学大臣の認可を受けている償還計画どおり寄宿料収入から返済している。

その他の負債については、長期及び短期のリース債務 90,895 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学の経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成 20 年度からの 5 年間ににおける状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、受託研究等収益や寄附金収入等の外部資金については穏やかな減少傾向があるものの安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

当該大学の収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立

大学法人法に従い策定され、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、当該大学のウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成 24 年度末現在、当該大学の収支状況は、損益計算書における経常費用 5,210,649 千円、経常収益 5,246,834 千円、経常利益 36,184 千円、当期総利益は 35,924 千円であり、貸借対照表における利益剰余金 278,504 千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、予算編成方針を役員会の審議を経て決定し、この予算編成方針に基づき財務担当理事が予算案を学長に提出する。その後財務委員会及び経営協議会で審議し、役員会を経て決定している。

さらに、教育研究重点経費として中期目標の実現、将来を見据えた戦略的運営のために学長裁量経費が配分されている。

また、施設・設備に対する予算配分については、キャンパスマスタープラン及び設備整備計画に基づき、運営費交付金、施設整備費補助金、設備整備費補助金及び自己収入を有効活用し、教育研究活動に必要な施設改修や設備の更新等の整備を行っている。

また、補正予算も経費執行状況及び事業進捗状況に応じて策定されている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務諸表並びに事業報告書、決算報告書が、財務グループにより作成され、会計監査人及び監事監査を経て経営協議会及び役員会で審議された後、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に関する会計監査については、監事の監査、会計監査人の監査及び内部監査を行っている。

監事の監査については、監事監査規則に基づき、監査計画を策定し、会計監査を実施している。

会計監査人の監査については、文部科学大臣が選任した会計監査人により実施している。

内部監査については、監査室及び学長が任命した監査担当者が内部監査規則に基づき実施している。

また、監査室規則に基づき内部監査室と監事並びに会計監査人との連絡調整が、また、監事監査規則に基づき監事と会計監査人の面談等が実施されている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。



国立大学法人法に基づき、学長、理事3人及び監事2人を置くほか、副学長3人及び理事補5人を置いている。また、管理運営組織として、役員会、経営協議会及び教育研究評議会を置いて重要事項を審議しているほか、学長の特命事項に関する企画・立案を行うため学長室を置いている。

事務組織としての事務局は、総務グループ、財務グループ、施設グループ、教務グループ、入試グループ、地域連携推進グループ、契約室、学生室、企画・評価室、図書・学術情報事務室、国際交流センター事務室の6グループ5室からなり、72人の事務職員を配置している。事務局は役員を補佐し業務運営を行いつつ、業務の効率化・合理化を進めている。

危機管理等に係る体制については、危機管理規則及び危機管理委員会規則を整備している。平常時は、危機管理委員会が危機管理方針等を検討・決定し、危機発生時は、当該危機への対策等を実行するため危機管理対策本部を設置し対処する体制を備えている。

また、危機管理委員会において作成した危機管理ガイドラインを教職員に周知し、危機管理及び危機発生に対処している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-2② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

大学経営評価指標を導入し、定期的に新入生アンケート、在学生アンケート、企業アンケート、卒業生アンケート及び教職員アンケートを実施して意見やニーズを把握し、管理運営の改善に活用している。特に新入生アンケートは毎年度実施し、大学への希望や意見等の記述に対して対応等を検討し、大学の回答として大学ウェブサイトで公表している。

また、学外有識者から大学運営全般に係る助言等を受けるため3人の顧問を置いている。

顧問からは「大学院工学研究科の改組再編の方向性」について、グローバル化時代に対応した人材育成像や専攻構成等の助言を受け、これを基に改組再編計画を策定し、平成26年度に改組再編することを決定している。また、「道内国立大学等の連携の在り方」について種々の助言を受け、これを基に道内国立大学との強化推進事業に参画することを決定している。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-2③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

非常勤2人の監事を置いている。監事は、監事監査規則に基づき監事監査計画を策定し、業務の合理的かつ効率的な運営を図ること及び会計経理の適正を期することを目的として、業務監査及び会計監査等を実施し、その結果について学長に監査報告書を提出している。

また、監事は、役員会、経営協議会及び教育研究評議会のほか人事企画委員会及び教育システム委員会等に出席して意見を述べる体制となっており、述べられた意見は記録されている。

しかし、閲覧可能な監査報告書は、監事の活動の結果を網羅するものではない。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると思われるが、その活動が適切な形で報告されていないと判断する。

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

役職員は、国立大学法人等大学関係機関及び官公庁主催の研修会等に積極的に参加し、管理運営の資質向上に努めている。また、東京都市大学への短期派遣研修、人事評価のための一次評価者セミナー、簿記研修等、独自の研修等を実施するなど、各種研修に積極的に参加し、職務に関連する知識等のレベルアップを図っている。

このことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

中期目標・中期計画及び年度計画の実施状況について、自己点検・評価を実施するとともに、実績報告書及び達成状況報告書を作成している。

また、実施体制として、平成 23 年度に評価分析室を設置し、中期目標に係る計画の進捗状況を年 3 回調査・分析し、必要に応じて担当理事、副学長又は各担当部局からヒアリングを行っている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

中期目標期間に係る業務の実績、教育研究の達成状況、毎事業年度に係る業務の実績については、学外有識者が加わる経営協議会において審議した後、国立大学法人評価委員会に提出し、同委員会及び大学評価・学位授与機構の評価を受けている。

また、工学部 4 学科（航空宇宙システム工学以外の 11 コース）が実施している教育課程のうち、J A B E E の分類に該当する 8 教育プログラムは、J A B E E の審査を受け、認定を受けている。航空宇宙システム工学コースについては、J A B E E に準じた外部評価を平成 26 年度に実施することとしている。

さらに、平成 24 年度には、研究水準の向上に資するため、「研究活動の状況」について自己点検・評価を実施し、その結果について外部評価を受けている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

国立大学法人評価委員会による第 1 期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果については、役員会、経営協議会及び教育研究評議会に報告し、指摘された事項については、改善に向けて対応している。

また、平成 24 年度に実施した「研究活動の状況」に係る外部評価委員会での評価結果については、教育研究評議会に報告し、全学にフィードバックするとともに、今後研究推進室が中心となって指摘を受けた事項への対応に取り組むこととしている。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 9 を満たしている。」と判断する。

#### 【改善を要する点】

- 閲覧可能な監査報告書は、監事の活動の結果を網羅するものではない。

**基準 10 教育情報等の公表**

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

**【評価結果】**

**基準 10 を満たしている。**

**(評価結果の根拠・理由)**

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学及び大学院の目的は、大学ウェブサイトに掲載し、社会一般に対して公表している。

学科の教育目的は学生便覧に、また、博士前期課程の各専攻の目的は大学院履修要項にそれぞれ掲載し、教職員及び学生に配付して周知を図っているほか、特に学生に対しては新入生オリエンテーションでも説明している。博士後期課程の各専攻の教育目的については、大学院学則を大学院履修要項に掲載し、これを教職員及び学生に配付して周知を図っているほか、学生に対しては新入生オリエンテーションでも説明している。

これらのことから、かならずしも統一的な方法にはよらないものの大学の目的が公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針については、大学ウェブサイト上で公表しているほか、学部、大学院においてそれぞれ公表、周知を図っている。

学部の入学者受入方針については入学者選抜要項及び各募集要項に掲載し、高等学校・高等専門学校・予備校などへの印刷物による情報提供、高等学校訪問、オープンキャンパス、受験産業主催の合同大学説明会、プロビデンス・プログラムの機会等を通じ幅広く公表している。

教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針については、学生便覧に掲載しているほか、新入生オリエンテーションにおいて説明し、学生に周知を図っている。

大学院の入学者受入方針については、各募集要項に掲載し、公表している。博士前期課程・後期課程の教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針については、大学院履修要項に掲載し、新入生オリエンテーションにおいて説明し、学生に周知を図っている。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

教育研究活動等についての情報は、大学ウェブサイト上で公表している。また、教員の研究成果を広く社会に公表し、共同研究、研究開発、技術相談、又は進路・進学等に活用してもらうため、平成 23 年度に研究者データベース及び研究シーズ集のリニューアルを行い、研究者情報を大学ウェブサイトで公表している。特に研究シーズ集は、専門分野のほか、異分野の企業からの関心も集めるため、写真や図式を多く利

用し、極力平易でわかりやすい表現により作成し、公表している。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

**【優れた点】**

- 企業との共同研究、企業における研究開発、技術相談等に役立てる目的で平易でわかりやすい研究シーズ集を発行している。

### Ⅲ 意見の申立て及びその対応

機構は、評価結果を確定するに当たり、あらかじめ当該大学に対して評価結果（案）を示し、その内容について、既に提出されている自己評価書及び根拠資料並びに訪問調査における意見の範囲内で意見がある場合には、申立てを行うよう求めた。

意見の申立てがあったものについては、その対応について大学機関別認証評価委員会において審議を行い、必要に応じて修正の上、最終的な評価結果を確定した。

ここでは、当該大学からの申立ての内容とそれへの対応を示している。

#### 申立件数：1件

##### （申立1）

申立ての内容	申立てへの対応
<p>(1) 意見の申立ての対象となる基準 基準9 財務基盤及び管理運営</p> <p>(2) 意見の申立ての対象となる箇所 観点9-2-③（6～8行目） しかし、閲覧可能な監査報告書は、<u>監事の活動の結果を網羅するものではない。</u> これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると思われるが、<u>その活動が適切な形で報告されていないと判断する。</u> <b>【改善を要する点】</b> 閲覧可能な監査報告書は、監事の活動の結果を網羅するものではない。</p> <p>(3) 意見 以下の理由のとおり、監事が適切な役割を果たしているため、<b>【改善を要する点】</b>を削除願いたい。</p> <p>(4) 理由 （評価結果の根拠・理由）では、閲覧可能な監査報告書についてのみ記述されているが、その他にも重要な会議へ出席するなどの活動を行い、業務の改善点・アドバイス等をまとめた監事監査報告書（訪問調査時の確認事項（確認資料11））を別途学長に提出している。 これらの報告書は、国立大学法人等監事協議会でとりまとめた「監事監査に関する参考指針」の3(2)</p>	<p>(1) 対応 原案どおりとする。</p> <p>(2) 理由 「監事監査計画」では、業務監査として「すべての部門」を対象とするとしているが、確認資料11の「監事監査報告書」では業務監査として「すべての部門」についての言及はなく、基本的に「本部事務組織」についてのみの報告になっている等、適切な活動を行った結果が網羅されていない監事監査報告書となっている。監事の業務が適切に行われていることについては、訪問調査における追加の資料、面談などによって、確認することができたので、その点を記述したうえで、閲覧可能な報告書が、監事の活動の結果を網羅するものとなっていなかった点については改善を要する点として判断した。</p>



に沿って「財務諸表等に付する意見」及び「監査の結果把握した業務運営の状況、是正又は改善を要すると認められる事項」を記載したものとなっていることから、監事が作成した監査報告書は監事の活動の結果を網羅しており、適切な形で報告されていると考える。

○国立大学法人等監事協議会「監事監査に関する参考指針」(抜粋)

### 3 監査の報告に関する事項

#### (2) 監査報告書の提出

ア 監事は、財務諸表等に付する意見とは別に、監査の方法及び結果を正確かつ明瞭に記載した監査報告書を作成し、国立大学法人の長に提出することができるものとする。

イ 監査報告書には、監査方法の概要、業務運営の適法性等に係る判断のほか、監査の結果把握した業務運営の状況、是正又は改善を要すると認められる事項がある場合にはその具体的な内容を記載するものとする。



## < 参 考 >



## i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

### 1 現況

(1) 大学名 室蘭工業大学

(2) 所在地 北海道室蘭市

#### (3) 学部等の構成

学部：工学部

研究科：工学研究科

附置研究所：なし

関連施設：工学部附属情報メディア教育センター、地域共同研究開発センター、機器分析センター、サテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー、附属図書館、保健管理センター、国際交流センター、環境科学・防災研究センター、キャリア・サポート・センター、知的財産本部、航空宇宙機システム研究センター、ものづくり基盤センター、全学共通教育センター、環境・エネルギーシステム材料研究機構、環境調和材料工学研究センター

#### (4) 学生数及び教員数（平成25年5月1日現在）

学生数：学部 2,801人、大学院 503人

専任教員数：187人

助手数：0人

### 2 特徴

本学は、室蘭工業専門学校と北海道大学附属土木専門部を編成校とし、昭和24年(1949)5月に設置された新制大学である。室蘭工業専門学校の前身である室蘭高等工業学校は昭和14年5月の設置、一方、北海道大学附属土木専門部の前身は、明治20年(1887)3月に設置された札幌農学校工学科で、本学の起源は、そこにまで遡ることができる。当初、電気・工業化学・鉱山・土木の4学科でスタートし、その後幾多の拡充・改組を行い、現在、工学部4学科、大学院工学研究科博士前期課程7専攻、同博士後期課程5専攻で構成している。

本学は、天然の良港と鉄鋼業を中心として発展してきた人と自然が共存する北海道でも特色ある産業都市室蘭に位置する。この環境条件、立地条件及び地域の特性を礎に、「自然豊かなものづくりのまち室蘭の環境を活かし、総合的な理工学教育を行い、未来をひらく科学技術者を育てるとともに、人間・社会・自然との調和を考え、創造的な科学技術研究を展開し、地域社会さらには国際社会における知の拠点として豊かな社会の発展に貢献する」との理念を掲げている。この理念の下、「教育」

「研究」「社会・国際貢献」「運営」について目標を定め、さらなる前進を目指している。

教育においては、学部では4年間一貫した教育を行うため、工学の専門教育（主専門教育）と、複眼的な視点から専門教育を補完するための人文・社会・自然科学の副専門教育を設け、独自のカリキュラムを編成している。これは、現代社会において工学系大学卒業者に必要と思われる基本的な資質、すなわち専門分野に偏ることなく広い視野に立つ総合的価値判断能力を備え、深い見識を身に付けさせる教育を行うもので、これにより一層豊かな、幅広い専門技術者を養成するものである。このことは、本学の掲げる教育目標のひとつ「幅広い教養と基礎科学及び工学に関する専門知識を教授する総合的な理工学教育を行う」に通ずる。

研究では、教員が独自の問題意識、発想、構想で進めていく基盤研究、地域社会との共同研究をはじめグループで行うプロジェクト研究、さらに本学の重点分野で特色ある研究を行う重点研究プロジェクトの3つを位置づけている。重点分野では、環境科学・防災技術、航空宇宙機システムのほかに、平成23年度から「新産業創出分野」の研究を推進するために先進マテリアルに関する研究プロジェクトを加え、安心・安全・持続可能な社会を実現するための基盤技術と未来を切り開く次世代新技術の創造を目指して研究体制の充実と研究成果の発信に努めている。

また、地元企業や医療機関、独立行政法人等との共同研究や受託研究など産学官連携を中心とした地域連携も活発に推進している。平成22年度から室蘭市の協力を得て、地域貢献と地域の教育力の強化を兼ねた事業として地域公開型施設ロボットアリーナを設け、ロボットの開発や改良といった研究を地域に還元する場として小中学生等に日常的に開放している。専任の教員を配置して日常的に地域へのサービスを行うことで、子どもたちに理工系への関心を持ってもらうとともに、学生の能力開発や地域と連携したロボット技術開発を行っている。

このような連携・協力は国内外の大学、研究機関との間でも進み、共同研究、学生交流、研究者交流の輪が広がっている。

## ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

室蘭工業大学は、大学の目的を「高い知性と豊かな教養を備えた有能な人物を養成するとともに、高度の工業的知識及び技術の教授並びに学術の研究を為すること」（学則第1条）、大学院の目的を「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与すること」（大学院学則第1条）と定め、科学文化の向上発展並びに産業の興隆に寄与し、もって世界の平和と人類の福祉に貢献することを使命としている。

また、本学の理念及び教育、研究、社会・国際貢献、運営の目標として「理念と目標－創造的な科学技術で夢をかたちに－」を定め、さらに、教育については「学部の教育目標」、「大学院博士前期課程の教育目標」及び「大学院博士後期課程の教育目標」をそれぞれ定めている。

### 【理念と目標】

－創造的な科学技術で夢をかたちに－

#### ・理念

室蘭工業大学は、自然豊かなものづくりのまち室蘭の環境を活かし、総合的な理工学教育を行い、未来をひらく科学技術者を育てるとともに、人間・社会・自然との調和を考えた創造的な科学技術研究を展開し、地域社会さらには国際社会における知の拠点として豊かな社会の発展に貢献します。

#### ・目標

[教育]

- 1 室蘭工業大学は、学生一人ひとりの多様な才能を伸ばし、幅広い教養と国際性、深い専門知識と創造性を養う教育を行います。
- 2 室蘭工業大学は、総合的な理工学に基づく教育を展開し、未来をひらく創造的な科学技術者を育成します。

[研究]

- 3 室蘭工業大学は、真理の探究と創造的な研究活動を推進し、科学技術の発展に貢献します。
- 4 室蘭工業大学は、地球環境を慈しみ、科学技術と人間・社会・自然との調和を考えた研究を展開します。

[社会・国際貢献]

- 5 室蘭工業大学は、学術研究の成果を地域・国際社会へ還元するとともに、産官学連携を推進し、豊かな社会の発展に貢献します。
- 6 室蘭工業大学は、国際的な共同研究や学術交流を積極的に推進し、世界の発展に貢献します。

[運営]

- 7 室蘭工業大学は、絶えざる発展を目指し、自主自律と自己責任の精神をもって大学運営にあたります。
- 8 室蘭工業大学は、開かれた大学として情報を積極的に公開し、社会への説明責任を果たします。

### 【学部の教育目標】

- 1) 工学を通じて社会に貢献し、科学技術に寄与したいという意欲を持った学生を受入れ、一人ひとりの多様な才能を伸ばす教育を行う。
- 2) 幅広い教養と基礎科学及び工学に関する専門知識を教授する総合的な理工学教育を行う。  
これにより、
  - ① 幅広い教養に支えられた豊かな人間性を持ち、国際感覚を有する柔軟な思考力、実行力を備えた技術者を養成する。
  - ② 基礎科学と工学に関する専門知識を確実に身に付け、それを適切に応用するとともに新しい分野に積極的に対応できる創造的な技術者を養成する。



- ③ 論理的な思考の展開ができ、それを他者への確に伝えることができるとともに、他者の意見を理解することのできる国際的なコミュニケーション能力を持った技術者を養成する。
- ④ 人間、社会、自然と科学技術との望ましい関係を追求し、科学技術を活用し創造する者としての倫理観と社会的責任を有した技術者を養成する。
- ⑤ 自然界や人間社会の変化、発展に常に関心を持ち、併せて自己の能力を永続的に高めていくことができる技術者を養成する。

**【大学院博士前期課程の教育目標】**

学生一人ひとりの多様な才能を伸ばし、専攻分野における高度な専門性と広い視野に立った精深な学識を培う理工学教育を通して、新しい科学技術を展開し社会に貢献する技術者の育成を行う。

これにより、

- ① 複雑な科学・技術問題の分析能力と問題解決能力を備えた技術者を養成する。
- ② 複雑な課題に対するエンジニアリング・デザイン能力と研究能力を備えた技術者を養成する。
- ③ 論理的な思考を展開し、それを他者への確に伝えることができるとともに、他者の意見を理解することのできる国際的なコミュニケーション能力を持った技術者を養成する。

**【大学院博士後期課程の教育目標】**

1) 幅広い知識と国際的視野を有し、高い倫理観を備え、科学技術に関する高度な研究能力を通じて学術の創造と文化の進展に寄与したいという意欲を持った学生や社会人・留学生を受入れ、一人ひとりの多様な才能を伸ばす教育研究を行う。

2) 専攻分野について、研究者として自立した研究活動を行うに必要な、あるいはその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力、およびその基礎となる豊かな学識を備えた創造的な研究者・科学技術者を育成するための理工学教育・研究指導を行う。

これにより、

- ① 工学先端技術を修得した第一線の研究者・科学技術者及び教育者として国際的に活躍できる人材を養成する。
- ② 科学技術の発展と多様性に対応できる柔軟な思考力・構想力と国際的な情報収集、情報発信能力を備えた研究者・科学技術者及び教育者を養成する。
- ③ 国際的なコミュニケーション能力を備えた研究者・科学技術者及び教育者を養成する。
- ④ 高い倫理観と国際的視点を持った科学技術社会の基盤を支える研究者・科学技術者及び教育者を養成する。

### iii 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 [http://www.niad.ac.jp/sub\\_hyouka/ninsyou/hyoukahou201403/daigaku/no6\\_1\\_1\\_jiko\\_muroran\\_d201403.pdf](http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201403/daigaku/no6_1_1_jiko_muroran_d201403.pdf)